

# 高齢者が気軽に集える 居場所づくりをしませんか



## 高齢者の居場所づくり活動について

### ▼高齢者の居場所って？

地域の集会所等で住民同士が気軽に集える場所のことです。65歳以上の高齢者同士の交流や介護予防活動などを行います。

### ▼そこで何をするの？

茶話会、カフェ、介護予防体操、レクリエーション活動、出前講座など何でも大丈夫です。

### ▼どんな効果があるの？

- ① 住民が主体となって居場所づくりをすることで喜びや生きがいを感じます。
- ② 居場所に通うだけで適度な運動になり、健康維持や介護予防に役立ちます。
- ③ 家に閉じこもりがちだった方も顔なじみが増え、社会的孤立が解消されます。

### ▼補助金もあります。

居場所づくりに必要な備品の購入や運営費に利用できる補助金もございます。詳しくは裏面をご覧ください。



## \*\*\* 活動支援について \*\*\*

居場所づくり活動の設置運営の支援を行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を各地域包括支援センターに配置しております。お気軽にご相談ください。

中央地域包括支援センター：022-353-7322

北部地域包括支援センター：022-767-7677



問い合わせ先：利府町保健福祉部健康推進課長生き支援係

利府町青葉台一丁目3番地（保健福祉センター内）

電話：022-356-1334

# 高齢者の居場所づくり活動支援事業補助金

## ○ 補助の対象者

以下の全ての要件を満たす個人又は団体が対象となります。

- 居場所が利府町内に設置されている。
- 利府町内に居住する65歳以上を含めた住民を対象としている（特定の団体に所属することを要件にするなど、対象者を限定していない。）。
- 認知症の早期発見や介護予防等を図ることを目的としている。
- 原則として、飲食代や材料費等の実費負担を除き、無料である。
- 特定のサークル活動等を行うことを目的に設置されていない。
- 営利、政治的又は宗教的な活動を目的としない。

## ○ 補助対象となる活動

- 茶話会、カフェ
- 介護予防に資する体操、運動
- レクリエーションや出前講座
- 趣味活動（ただし、他の活動内容の一部であること。）



## ○ 補助対象経費 ※金額はいずれも上限です

- ① 備品購入費**（居場所の設置、運営に必要な備品） **50,000 円**  
※年間活動日数が4日以上団体のみ、4年に1回申請可能です。
- ② 運営費**（施設の賃借料、光熱水費、通信費、資料代など）  
 $2,000円 \times 年間活動日数（25日まで） = 50,000 円$
- ③ 講師謝金**（研修会等を実施した際の講師への謝金）  
年間活動日数が7日以上団体 = **14,000 円**  
※3日以上7日未満の団体は7,000円が上限となります。



## ○ 補助金をお受け取りになられるまでの流れ

1 補助金交付申請書を提出する（※1）

2 補助金の交付決定通知を受領する

3 補助事業開始、備品の購入する

4 補助金の概算払承認申請書を提出する（※1、※2）

8 事業完了後に実績報告書を提出する（※1）

7 指定口座へ補助金が概算払で振り込まれる（※1、※2）

6 補助金の概算払請求書を提出する（※1、※2）

5 補助金の概算払の承認通知を受領する（※2）

9 補助金の額の確定通知を受領する

10 指定口座へ補助金が精算払で振り込まれる

※1 補助金を受ける方々が書類を作成する必要がある箇所。

※2 事業完了前に補助金の支払を希望する場合のみ行う手続き。完了後に一括で受け取る場合は不要。